資料 2-2

主要事業2

【専門相談窓口の整備に関すること】 【教育・啓発活動の推進に関すること】 【差別的言動等への対応に関すること】 担当課:人権局 人権擁護課 担当課:人権局 人権企画課 担当課:人権局 人権企画課

 担当者: 内海
 担当者: 千葉、落合
 担当者: 川崎

 内線: 2393
 内線: 2320
 内線: 2316

直 通:06-6210-9283 直 通:06-6210-9281 直 通:06-6210-9280

人権施策の推進に向けた取組み

◆事業目的

- 平成 10 年に施行した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき、全ての人の人権が尊重される豊かな 社会の実現に向けて人権施策を推進してきた。
- 近年、深刻な社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷等の人権侵害に対処し、豊かなインターネット社会を創るため、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和4年4月施行)に基づき設置した、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」での意見を踏まえ、新たな取組みを進める。

◆事業概要

インターネット上の人権侵害の解消推進事業

- 府民がインターネット上の人権侵害の加害者にも被害者にもならないよう、「① 専門相談窓口の整備」、 「② 教育・啓発活動の推進」、「③ 差別的言動等への対応」等の取組みを実施する。
 - ·令和5年度当初予算額(案) 43,214 千円
- ① 専門相談窓口の整備 等
 - ・専門相談窓口「インターネット上の誹謗中傷・差別なんでも相談(仮称)」の新設 新たな専門相談窓口において、インターネット上の誹謗中傷・差別

に関する相談を総合的に受け付け、削除要請手続等の技術的な助言のほか、

証拠保全等の法的助言を行う。

また、一度だけの対応ではなく継続的な支援を行うなど、相談者に寄り添った対応を行う。

・弁護士等の専門家による無料相談の実施

弁護士による法的手続き等に関する相談や、精神保健福祉士等の専門家による相談を無料で実施する。

ホームページ(ポータルサイト)の作成

新たな専門相談窓口の案内だけではなく、削除要請に関する情報や関係法令の解説等を掲載するなど、被害者や発信者にとって問題解決の一助となるようなホームページを作成する。

② 教育・啓発活動の推進

・ターゲティング広告による啓発等の取組み

インターネット等で誹謗中傷や差別に関するキーワードを投稿・検索した利用者に対して、直接、人権局ホームページへの訪問を促すことにより、効果的な啓発や周知を行う。

・研修用教材の制作

インターネット上の人権侵害の解消に向けた取組みのための研修用教材を作成し、若い世代だけでなく、中高年世代を含む幅広い世代向けの研修資料として、市町村・企業・経済団体・関係団体等に配付する。

・デジタルサイネージの放映

広く府民に対してインターネット上の人権侵害の解消に向けた啓発を行うため、府民の利用が多い鉄道ターミナル駅周辺で、デジタルサイネージの放映を実施する。

③ 差別的言動等への対応

・有識者による施策検証等

削除要請や注意喚起(助言・説示)を行うにあたっての基本的な考え方や施策検証等について、有識者から意見を聴取するための機関(第三者機関)を設置する。

